



編集・発行
 (公財)鳥取県生活衛生
 営業指導センター
 鳥取市松並町 2 丁目 160 番地
 城北ビル 109 号
 TEL 0857-29-8590
 FAX 0857-29-8591
 E_mail:tottoricenter@seiei.or.jp
 URL:http://seiei.tottori.jp/

理事長 就 任 の ご 挨拶

(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センター

理事長 正田 眞弓



本年 7 月 8 日の理事会で理事長に選任され、松本正嗣副理事長、岩崎元孝副理事長と共に 2 年間重責を担う事となりました。どうぞ宜しくお願い致します。

申し上げるまでもなく当指導センターは生活衛生関係事業者の経営の健全化と衛生水準の維持・向上を図り、利用者に安全・安心なサービスを提供する為の活動を実施しているものであり、融資相談・自主衛生管理講習会・後継者育成支援事業等に取り組んでいるところであります。そして各生活衛生同業組合(生衛組合)は生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、生活衛生関係営業毎に設立された衛生水準の向上を使命とする同業者の組織であり、その活動は県民生活のすべてに係りあっているにもかかわらず、組合員意識の希薄化や組合員の減少など、組織基盤の脆弱化が生じている事も否めない状況にあります。

わが県は、平井知事のもと、「鳥取県元気づくり～響かせようトットリズム」と銘打って地方創生のための諸施策を展開されています。これにあやかって、生衛組合の活動の意義や地域で果たすべき役割を再確認し、組合活動の基盤の強化を図って行きたいと思えます。

当指導センターと各生衛組合は、業界の発展、生衛業の振興のためにお互い緊密に連携し、事業を展開していくことが肝要だと考えておりますので、皆様方のご協力・ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。

指導センター評議員・役員の改選 (平成 28 年 7 月 8 日現在)

評議員 任期：平成 32 年 6 月定時評議員会まで (☆の方は新任です。)

有田 勝徳	中小企業団体中央会元専務理事
☆杉浦為佐夫	杉浦為佐夫税理士事務所
☆竹本佐代子	鳥取市消費者団体連絡協議会会長
中澤 寿秀	飲食生活衛生同業組合常任理事
☆中澤 信博	理容生活衛生同業組合副理事長
☆前田 芳昭	(株)日本政策金融公庫米子支店長
☆松本 尚美	(公財)理容師美容師試験研修センター 鳥取県担当マネージャー
☆山本 潤一	旅館ホテル生活衛生同業組合副理事長

理 事 任期：平成 30 年 6 月定時評議員会まで (☆の方は新任です。)

理 事 長	☆正田 眞弓	美容業生活衛生同業組合理事長
副理事長	松本 正嗣	公衆浴場業生活衛生同業組合理事長
副理事長	☆岩崎 元孝	旅館ホテル生活衛生同業組合理事長
常務理事	山根 到	生活衛生営業指導センター事務局長
理 事	宍道榮一郎	飲食生活衛生同業組合理事長
理 事	西山 善博	食肉生活衛生同業組合理事長
理 事	福間 英年	理容生活衛生同業組合理事長
理 事	☆鴨河 猛志	クリーニング生活衛生同業組合理事長
理 事	☆小野寺仁史	(株)日本政策金融公庫鳥取支店 国民生活事業 事業統轄

監 事 任期：平成 30 年 6 月定時評議員会まで (☆の方は新任です。)

☆福田 哲也	クリーニング生活衛生同業組合理事
☆出口 敦教	美容業生活衛生同業組合理事

(公財) 鳥取県生活衛生営業指導センターホームページ

<http://seiei.tottori.jp/>



平成 28 年度

事業計画の概要

1 相談室運営事業

<経営相談・指導及び苦情相談>

- 生衛業者に対する経営、融資、労務、衛生管理等の相談指導を行います。
- 利用者・消費者の苦情相談に応じます。
- 相談・指導体制 経営指導員(2名)職員(1名)
経営特別相談員(28名)
約款登録推進員(25名)

2 地区生活衛生営業相談・指導事業

地域に出かけ地区相談、連絡会議等を行います。

- 地区連絡協議会
行政、生衛組合地区役員・特相員、日本公庫が一堂に会し、東中西3地区で開催します。
・議題 生衛組合活動の活性化
施設のバリアフリー化の促進 等
- 税務・企業診断 個別相談事業 (P3参照)
- 衛生管理講習会
美容業生衛組合と連携して、東中西3地区で開催します。組合未加入の方も受講できます。
・演題 店舗の衛生水準確保、最近の衛生事情
特殊詐欺防犯対策 等

3 衛生水準確保・向上事業

- 生活衛生水準の確保向上を図るとともに組合活動の活性化を図る。
・確保向上推進会議の開催
・広報(情報紙、チラシ配布)
・新規営業許可情報を入手し生衛組合に提供

4 生活衛生営業経営改善資金融資等指導事業

<生活衛生融資の相談と活用促進>

- 日本公庫の生活衛生改善貸付について、融資の相談・あっせんに応じ活用促進を図ります。
- 県知事の委託を受けて一般貸付の推薦書の交付事務を指導センターが行います。
- 日本公庫と各生衛組合との緊密な連携と機能的な運用を図るため次の会議を開催します。
・融資等意見交換会(各生衛組合理事長出席)
・相談支援連絡協議会(特相員出席)

5 情報化整備事業

- ホームページの適切な管理運営
ホームページを活用して指導センターや生衛組合等の情報を発信します。
・掲載情報
指導センターの事業計画・収支予算
融資制度・金利情報
各生衛組合の活動状況
食中毒・感染症情報とその防止策 等
- 指導センター情報紙「とりせい通信」の発刊
指導センター・生衛組合・日本公庫等の施策情報等を生衛業者に周知する
・発行時期 7月 発行部数 1,500部

6 後継者育成支援事業

- 生衛業への職業観の向上と後継者の確保を図るため、県下の高校生を対象として美容業組合が職業体験事業を行います。

7 福祉・訪問美容推進事業(新規)

- 高齢者を対象とした福祉・訪問美容に対する需要が増加することが見込まれ、その推進方法等について検討する。
・検討会の開催
・アンケートの実施(美容所・福祉施設)
・福祉施設でのFS(可能性調査)

8 消費者等コールセンター事業

- 消費者、専門家、生衛業者の懇談会を開催し、問題・課題の検討及び相互理解を深める。

9 生衛業振興補助金事業(県が2分の1補助)

- 指導センター機関誌「生活衛生とっとり」の刊行
・発行時期 1月 発行部数 3,000部

10 標準営業約款登録推進事業

- 理容・美容・クリーニング・めん類・一般飲食店の5業種に設定されている「標準営業約款」について、約款登録の促進と消費者への周知を図ります。
・登録店舗名入りチラシの作成・配布
- Sマーク登録店ツアー(消費者への周知イベント)
・実施時期 10月 ・参加者 消費者団体等

11 クリーニング師研修・業務従事者講習事業

- クリーニング師・業務従事者は、消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度資質向上のため、研修・講習を受けることになっています。
・クリーニング師研修(11月6日、東部)
・従事者講習1型(10月23日、東部)
・従事者講習2型(11月7日~18日、全県)

12 全国指導センター委託事業

- 生衛業関係調査
・景気動向等調査(調査対象予定 70事業所)
・経営状況調査(調査対象予定 70事業所)
協力方よろしくお願ひします。
- 経営特別相談員の研修
経営特別相談員の資質と実務能力の向上のため、7月に実施します。
演題：米子がいな創生
理容師がデザインするまちづくり 等

平成 27 年度 国庫補助事業の目標と達成状況

平成 27 年度に当指導センターが実施した補助金事業の実績は下表のとおりとなりました。

事業名	目標	実績	備考
1 相談指導事業 延べ相談・指導人数	890名	1,274名	目標達成
2 情報化整備事業 年間情報発信件数 年間アクセス件数	40件以上 2,000件	49件 訪問数：2,289件 ページビュー数：5,724件	目標達成 目標達成
3 後継者育成支援事業 参加生徒の職業観向上率 専修学校美容科進学者数 インターンシップ実施校	80%以上 15人以上 3校	84% 16人 0校	目標達成 目標達成 未達成・努力する。
4 衛経融資貸付実績 件数 金額	6件 1,500万円	7件 1,740万円	目標達成 目標達成

生衛業者の皆様へ

税理士, 新しく中小企業診断士による個別診断を

実施します

決算や税務申告でお悩みの方、経営環境の改善に取り組もうとしている生衛業者の皆さんはおられませんか？
経費は当指導センターが負担します。お気軽にご相談ください。



◆ 相談事項

(税理士) 記帳・決算書類の作成 税務申告指導 経営分析 事業継承 など
(中小企業診断士) 企業診断 経営分析 経営環境改善指導 事業継承 など

◆ 申込先

(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町 2-160 城北ビル 109 号
電話 0857(29)8590 担当 山根

生衛組合員以外の方も OK です。まずはお電話を！

平成 28 年度 関係機関名簿

鳥取県東部生活環境事務所	鳥取県中部総合事務所生活環境局	鳥取県西部総合事務所生活環境局
所長 亀井 雅議 環境・循環推進課 副所長兼課長(新任) 山田 浩昭 課長補佐 山根 巖 環境衛生担当 課長補佐(新任) 田中 卓実 係長 木村 義明 主事 中島 寿一 TEL 0857-20-3672 FAX 0857-20-2103	局長(新任) 圓山 智則 環境・循環推進課 副局長兼課長 野々内 繁男 課長補佐 片山 諒一 環境衛生担当 課長補佐(新任) 木村 優子 係長 井元 裕一 衛生技師(新任) 竹歳 悠希 TEL 0858-23-3150 FAX 0858-23-3266	局長(新任) 越智 浩明 環境・循環推進課 副局長兼課長(新任) 山田 裕平 課長補佐 郡 香緒利 環境衛生担当 課長補佐(新任) 山本 浩康 係長(新任) 小林 拓史 主事 井上 智幹 TEL 0859-31-9350 FAX 0859-31-9333
鳥取県生活環境部くらしの安心局		(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター
局長(新任) 酒嶋 優 くらしの安心推進課 課長 坂口 貴志 課長補佐 和田 昌史 くらしの安全担当 係長(新任) 前田 加奈 " 衛生技師 奥田 英二 TEL 0857-26-7185 FAX 0857-26-8171		常務理事・事務局長・経営指導員 山根 到 経営指導員(新任) 田中 一 事務職員 中嶋 京子 TEL 0857-29-8590 FAX 0857-29-8591

平成 27 年度生活衛生功労者表彰



栄えある受賞おめでとうございます 今後ますますのご活躍を祈念申し上げます

■鳥取県知事表彰 平成 28 年 3 月 16 日

山本 浩 氏	山本理容室	(理容) 鳥取市
安田 春江 氏	MIX hair	(美容) 米子市
高塚 博子 氏	roco s bar	(飲食) 米子市



■鳥取県生活衛生同業組合連絡協議会会長表彰 平成 28 年 3 月 17 日

吉村 優 氏	海 晴 館 (飲食) 東伯郡	中居 正人 氏	さんぱつ かみのけ座 (理容) 鳥取市
松田 将人 氏	松田理容室 (理容) 米子市	桜内 章博 氏	理容 さくらうち (理容) 米子市
西尾 達也 氏	ヘアポータル美容室 (美容) 鳥取市	内藤 丹真 氏	アヤ美容室 (美容) 米子市

鳥 取 県 か ら の お 知 ら せ

1 理容所と美容所の重複開設ができるようになりました

これまで、理容所と美容所を同一の場所で開設すること（重複開設）は認められていませんでしたが、規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）をふまえ、理・美容師法施行規則が改正されたことにより平成 28 年 4 月 1 日から、次の条件を満たす施設に限り、重複開設することができるようになりました。



- ◆重複開設するために必要な条件
- (1) 理容所及び美容所の両方に必要な衛生上の要件（構造設備の基準）をみたすこと。
- (2) 施術者全員が、理容師及び美容師双方の資格を有すること。

→重複開設する場合には、事前に開設届を提出して下さい。

2 民宿など簡易宿所の構造基準が緩和されました

観光立国の推進と空き家・空き部屋の有効活用の観点から、旅館業法施行令で定める客室延床面積基準が緩和されたことにより、小規模な宿泊施設でも許可が取得可能となりました。



◆旅館業法施行令に定める客室の延床面積に係る基準の改正内容

改正後	改正前
客室の延床面積は、33 平方メートル（ <u>宿泊者の数を 10 人未満とする場合には 3.3 平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積</u> ）以上であること。	客室の延床面積は、33 平方メートル以上であること。

～旅館業に関する注意点～

空き家・空き部屋等の建物を利用して宿泊業を行う場合（いわゆる民泊サービス）は、旅館業法に基づく許可が必要です。

→理容師法・美容師法、旅館業法に関するお問合せ先（3 ページに記載）